

家庭生ゴミ減容化容器等購入費補助金制度について

町では、コンポスター容器等及び機械式生ゴミ処理機を購入された方に補助金を交付する制度を令和2年度も継続して実施します。

補助制度の内容は、次のとおりです。

1 補助金の交付対象となる減容化容器

- (1) コンポスター容器など(1世帯あたり2基まで) 生ゴミの減量又は堆肥化に用いる100リットル以上230リットル以下の容器で、水分が地中に浸透するものや微生物を利用し室内において使用可能であり、悪臭や害虫などが発生しない構造及び材質のもの
- (2) 機械式生ゴミ処理機(1世帯あたり1台まで) 生ゴミを電気により加熱する構造の機械で、冬季間においても使用が可能である乾燥型及び微生物分解型のもの

2 補助金の交付対象者

- (1) 町内に住所を有し、居住していること
- (2) 町内の販売店から購入していること
- (3) 購入した容器又は処理機を常に良好な状態で維持管理できること

3 補助金額

- (1) コンポスター容器など 購入金額の2分の1(上限額3千円)
 - (2) 機械式生ゴミ処理機 購入金額の2分の1(上限額4万円)
- ※補助金は1000円未満切り捨てとなります。

快適な住環境の維持や家庭におけるゴミの減量策の一環として、皆さんもこの機会に生ゴミの減容化容器などの購入を検討されてみてはいかがでしょうか。

※お問い合わせ先 役場民生課生活環境係 (Tel: 7-5290)

戦没者等の遺族の皆さんへ

「第十一回特別弔慰金の請求受付が開始されます」

1 特別弔慰金の趣旨

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となつた戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

2 支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者の子
- (3) 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- (4) 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

3 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

4 請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

※お問い合わせ先 役場保健福祉課福祉係 (Tel: 7-5291)

混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。



【2月のゴミ回収量(一般ゴミ)】

全体 62.69 t
 (昨年度同月回収量64.20 t 約2.3%減)
 内訳 焼却処分 46.60 t
 リサイクル 15.56 t
 埋立処分 0.53 t

し尿収集運搬(汲取り)手数料の変更について

し尿収集運搬(汲取り)手数料が消費税法改正などに伴い、令和元年10月1日から変更となっています。町民皆さんへのお知らせが遅くなりましたことをお詫びいたします。

手数料(1リットルにつき)

変更前	変更後
4円70銭	5円10銭

※お問い合わせ先 役場民生課 (Tel: 7-5290)

鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中!!

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれを併科に処せられます。